



「黄色く染まる浜松城」

静岡県更生保護

第555号



更生保護のより一層の充実を期待して

静岡県知事 鈴木康友

保護司の皆様をはじめ、保護司会連合会、更生保護女性連盟、BBS連盟など更生保護活動を支える皆様におかれましては、県民が安心して暮らせる明るい社会づくりのために、日頃から各地域において御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

令和五年版犯罪白書によれば、平成二十七年以降戦後最少を更新し続けてきた刑法犯の認知件数は、令和四年、二十年ぶりに前年を上回りました。これは、新型コロナウイルス感染症による影響が徐々に落ち着き、社会活動が活発になってきたことが要因として考えられます。

一方で、入所受刑者のうち再入者の人員は、平成十八年をピークとしてその後は減少傾向にあります。皆様の長年にわたる、昼夜を問わない献身的な活動の賜物であり、その御尽力に対し改めて敬意を表します。

さて、国の「第二次再犯防止推進計画」に示されたとおり、犯罪や非行をした人たちが地域社会で孤立することなく生活していくためには、「息の長い」支援に向けて、国・地方公共団体・民間協力者等が連携していく必要があります。

本県では、「誰もが活躍できる社会の実現」を目指し、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、理解し合い、幸せに暮らしていくことができるよう、諸施策を進めております。

このような中で、皆様の地道な活動が社会復帰を目指す方々にとっての大きな支えとなり、地域社会の安定と安心の確保に寄与していることは言うまでもありません。特に、困難な状況にある方々を温かく見守り、新たな一歩を踏み出すための環境づくりに尽力していただいていることは、「誰もが活躍できる社会の実現」に大いに寄与するものと考えます。

地域の絆の希薄化が懸念されている現在、犯罪や非行のない明るい社会の実現のためには、それぞれの地域の核となる皆様の活動が、更に重要となっております。

日頃の御努力に重ねて感謝申し上げますとともに、皆様のより一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

保護司の不安払しょく及び安全確保のための対応について

本年6月、滋賀県で保護観察対象者が担当保護司を殺害した容疑で逮捕される事案が発生しました。この件については捜査中のため詳細は不明ですが、保護司の皆様、その御家族の方々は大きな不安を抱えていらっしゃると思います。亡くなられた保護司に、心から哀悼の意を表しますとともに、二度とこのような事態が生じないよう、職員一丸となって、保護司の不安払しょくと安全確保のための対策を講じて参ります。

この件に関しまして法務省保護局長からメッセージが寄せられていますので掲載させていただきます。なお、更生保護法人等役職員、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主の皆様に対しましても同様のメッセージが寄せられております。

保護司の皆様へ

法務省保護局長の押切です。

保護司の皆様方には、日頃より更生保護の活動に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。今般、保護司の方が、担当する保護観察対象者によって殺害された疑いがあるとの報道がございました。捜査は継続中ですが、これが事実であれば、保護司制度・更生保護制度の根幹を揺るがすような深刻な事態であると受け止めております。

亡くなられた滋賀県の保護司の方は、保護司として熱心に活動してくださるとともに、全国に先駆けて再犯防止のネットワーク構築に取り組んでくださるなど、高い志を持って更生保護に御尽力くださった方でした。

私も何度かお会いする機会をいただきましたが、その温かなお人柄が偲ばれ、哀惜の念に堪えません。

私たちは、この未曾有とも言える事態を真摯に受け止め、職員が一丸となって保護司の方々の安全を守ることに取り組んでまいります。

報道に接し、例えば担当している保護観察事件等について少しでも御不安をお持ちの方は、ぜひ保護観察所に御相談ください。

このような事態が二度と起きぬよう、保護司の皆様のお声に心から耳を傾け、法務省保護局・地方更生保護委員会・保護観察所の総力を挙げて、保護司の皆様の安全確保に取り組んでまいります。

保護司の皆様は、更生保護にとっただけではなく、地域社会、ひいては我が国にとって非常に大切な存在です。

そのことを職員一同肝に銘じ、今後も歩みを共にさせていただきたく存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

令和6年6月10日
法務省保護局長 押切久遠

この件を受けての緊急対応として保護観察事件を担当中の県内保護司487名に保護観察官が聞き取り調査を実施した結果、107名(22%)の保護司が不安(家族や周囲の人から不安や反対を示される、自宅での面接、粗暴性のある対象者を担当すること等)が有ると回答されました。さらに、保護観察事件を担当されていない保護司に対する聞き取り調査を実施し、そこで不安等が示された場合も含め、それぞれの不安に寄り添った対応を進めています。

保護司が安心して安全に活動することができる環境の整備に向けて、可能なものから速やかに措置を講じる必要があります。

全国の保護司に対する聞き取りや保護司の活動環境に関する調査等を踏まえ、保護司の安全確保に関する対策として、担当保護司の複数指名の積極的運用、保護観察官による直接処遇など直接関与の強化、保護司等からの相談への対応強化、自宅以外の面接場所の確保の推進、保護司家族への対応の充実などに取り組んで参ります。

平素から保護司と保護観察官が密に連絡を取り合い情報共有を図ることが重要です。ケース対応で不安や困りごとがある場合はもちろん、対象者の小さな異変に気づいた場合など、保護観察官に報告、相談してください。

また、夜間・休日等の緊急連絡先として、携帯電話(090-1418-4475)を管理職が輪番で所持していますので、緊急時の連絡に御利用願います。

保護司の皆様からは保護観察対象者への偏見を危惧する意見も多くいただきました。対象者の立ち直り支援や保護司活動への理解促進について後退することなく、一層強化して参ります。

引き続きの御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

保護司の声を聴く — Part9 —

第五四七号から、「保護司の声を聴く」の連載を始めました。この企画では、各地区の保護司さんに様々な質問に答えていただいています。また、質問の一部は、前号の保護司さんからの質問となっており、リレー形式で質問と回答が続いています。県内で活動する保護司さんの多様な経験や取組を是非お楽しみください。

質問

- ① これまでの保護司活動で印象に残っていることは何ですか。
- ② 今後の保護司活動で、やってみたい、または力を入れたい取組は何ですか。
- ③ (沼津から富士) 地域の学校と保護司の連携について、具体的な活動例がありましたら教えてください。
- ④ (浜松市浜名区湖北から浜松市浜名区浜北) 保護司会の認知度向上のため、皆さんの地域においてはどのような活動をしていますか。
- ⑤ 他の保護司に聞いてみたいことは何ですか。



富士地区保護司会 平山 明
保護司歴 約十一年

① 富士地区は薬物事案の保護観察対象者が多く、同一対象者を三度担当し辛い思いをしました。仮釈放で出所すると保護観察期間中の面接は成績も良く、再犯しないと約束し保護観察期間を終了するが、一年もせずに再犯し刑務所に逆戻りを繰り返してしまい、薬物の恐ろしさを痛感します。

② 保護司活動研究委員会主導による研究活動第二弾を進めていければと考えています。

③ コロナ禍以前に富士見台地区保護司と共同して「中学生と語る会」を開催しておりました。中学校と町内会を巻き込んで議題を何点か決めた上で、一グループあたり一〇人位の人数で討議しながら、おわりに昼食を皆で取りながら開催し、最近の中学生の考え方や心配事等が良く掴めました。

④ 保護司会所属の保護司全員に対する連絡方法として電話・ファックス・郵便以外にメールシステムの構築を考えられますか？

(④の質問については、次回、富士宮地区が回答)



浜松市浜名区保護司会浜北支部
松本 隆司
保護司歴 約三十二年

① これまで多くの矯正施設を訪問してきましたが、いずれの施設においても業務多忙にもかかわらず、懇切・丁寧な対応をしていただいたことに心より感謝申し上げます。施設内では入所している人達の宿泊棟、作業の現場、レクリエーションの様子などを見聞しました。社会に出た後、彼らが二度とこの場に戻るということが無いように切に願いました。

② 新任保護司の確保が今一番の課題だと考えています。更生保護女性会、自治会組織との連携など各方面からの情報をもとに適任者を発掘していきたいと思っています。

③ 保護司同士の研修だけでなく、外部の関係機関との交流、研修を通してアピールする場が必要かと考えます。当保護司会の実施している主な活動は「一般公開ケース研究会」「街頭広報活動」「警察と語る会」などです。

④ サポートセンターの活用について、具体的な活動例を教えてください。

(④の質問については、次回、浜松市天竜区が回答)

藤枝地区BBS会の 立ち上げと設立

藤枝地区BBS会会長 岩澤 智美
この度、藤枝地区でBBS会を立ち上げ、設立をいたしました。

藤枝地区BBS会は、現在、発起人として声を上げて下さった成島(現保護司)と、酒井(現保護司)、そして私、岩澤(現保護司)とで発足し、他地区のBBS会の方々の知恵や協力をいただきまして、先日設立総会を開催し、正式に設立する運びとなりました。BBS会の主たる活動などを深く理解していない状況での発足後、設立までに毎月定例会議を行うなどして、BBS会への理解を深めると同時に藤枝地区ならではの活動を計画するなど、今後の活動をより具体的に提案し、少しずつ動き始めているところです。生きづらさの若年化、ダイバーシティでの様々なトラブルも視野に、私達は少年少女たちと関わるきっかけを作りながら、更生保護に囚われ過ぎず広く活動していきたいと思っています。

第74回 “社会を明るくする運動”

～イエローライトアップ～

第72回から、“社会を明るくする運動”強調月間の7月中、更生保護のシンボルカラーの黄色で県内の施設をライトアップしています。第74回は昨年より2カ所多い計11カ所で実施しました。浜松城のライトアップについては、巻頭写真を御覧ください。



富士川SA大観覧車FujiSkyView(富士市)

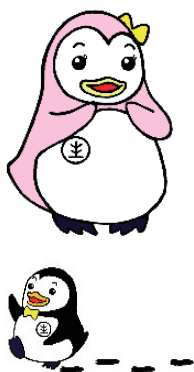


静岡市役所静岡庁舎本館「あおい塔」(静岡市)



香陵台公園 慰霊平和塔(沼津市)

～静岡県推進委員会～



例年、松坂屋静岡店様には懸垂幕の掲示を、静岡県庁前には立看板の設置をお願いしており、第74回も写真のとおり協力していただきました。

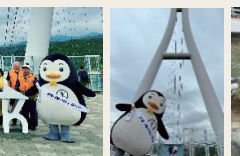
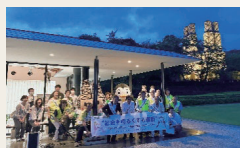


静岡県庁前



松坂屋静岡店

酷暑だった7月は、避暑地を求めてホゴちゃんが静岡県内を旅してきたようです。旅先で出会った保護司会の先生方と一緒に広報活動をしたり、ライトアップを眺めたりしたみたい...



～各地の取組～



駅構内で街頭啓発活動(静岡市葵区)



駅前で広報活動(静岡市清水区)



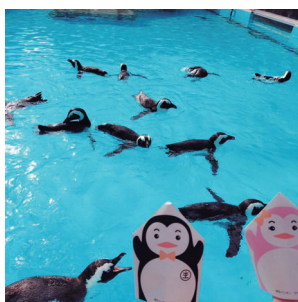
城内でオーケストラを招き社明イベント開催(掛川市)



店頭での広報活動(湖西市)



一般部門



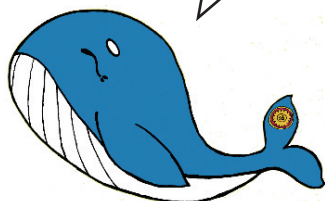
職員部門

～フォトコンテスト
@静岡～

「第74回“社会を明るくする運動”
フォトコンテスト@静岡」の最優秀
賞作品には、長泉町健康公園のラ
イトアップの写真が選ばれました!!
優秀賞については、ぜひ各SNSで
御確認ください!

～Jリーグ～

県内4つのJリーグクラブ
チームには、ホームゲーム
でのCM放映やポスターの
掲出に御協力いただきました!



清水エスパルス



ジュビロ磐田

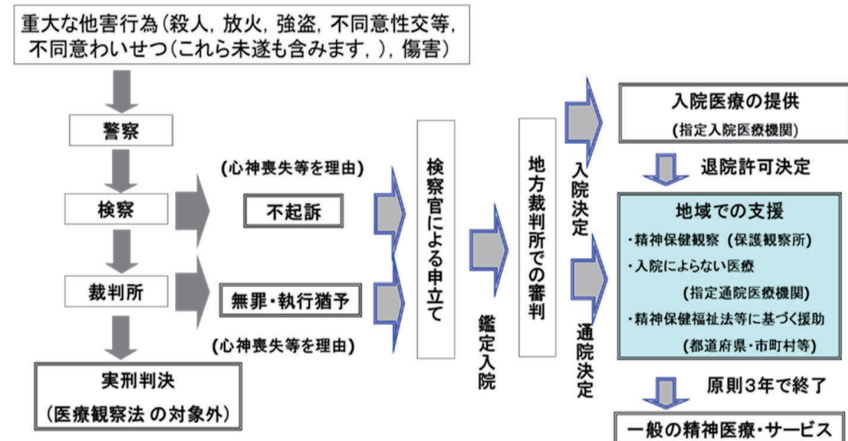


アスロラロ沼津



藤枝MYFC

医療観察制度の流れ



医療観察特集

保護観察所に勤務する職員の中には保護司と共に保護観察対象者の支援をする「保護観察官」のほかに、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進する「社会復帰調整官」と呼ばれる専門職の職員が勤務しています。今回は実際に静岡保護観察所で勤務する小野田統括社会復帰調整官にお話を頂きました。



「医療観察について」

静岡保護観察所
統括社会復帰調整官 小野田卓章

保護司の皆様におかれましては、平素からお世話になっております。

医療観察制度(心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察などに関する法律)

は、心神喪失又は心神耗弱の状態では、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、不同意性交、不同意わいせつ(これら未遂を含む。))、傷害(軽微なものは対象とならないこともある。)を起こし、地方裁判所で行われる審判において、本制度の医療を受けさせる必要があると認められた者が、国の責任において手厚い専門的な医療を通じ、地域において継続的な医療を確保するとともに同様の行為を起こすことなく社会復帰を果たすための仕組みとなっております。

医療観察制度が施行される平成十七年七月十五日以前に、心神喪失又は心神耗弱の状態では重大な他害行為を起こした者は、精神保健福祉法に基づく措置入院制度等によって対応することが通例でしたが、一般の精神障害者と同様の職員、施設の許では、専門的な治療が困難、退院後の継続的な医療を確保するための制度的仕組みがないなどの問題が指摘されておりました。

医療観察制度では、心神喪失又は心神耗弱の状態では重大な他害行為を起こした者は指定入院医療機関において、医師、看護師のほか、臨床心理士、作業療法士、精神保健福祉士などの専門職種が中心となり、対象者の社会復帰に向けた治療が行われます。

また、指定入院医療機関を退院した者及び通院決定を受けた者については、同じく国が定める指定通院医療機関において、必要な医療を受け、保護観察所、障害保健福祉関係の諸機関が相互に連携協力し、原則三年間、対象者が安心して生活できるよう協力しながら対象者の地域生活を見守る仕組みとなっております。

保護観察所は、医療観察制度の処遇において一貫して関与する立場にあり、対象者を中心とした処遇に携わる関係機関相互の緊密な連携が確保されるよう、処遇のコーディネート役を果たすことが求められています。

静岡保護観察所においても、これまで多くの方が、指定通院医療機関の治療を受けて社会復帰をしており、医療観察制度の施行から十八年が経過しておりますが、未だに支援者の方々に本制度を理解していただくまでには至っておりません。今後ともこのような機会があれば、是非ともご紹介をさせていただきます。

更生保護制度施行

七十五周年記念

令和六年度第六十七回静岡県更生保護大会について

来たる令和六年十一月二十九日(金)、浜松市市民音楽ホール(サライ音楽ホール)において、更生保護制度施行七十五周年記念 令和六年度第六十七回静岡県更生保護大会を開催いたします。令和二年度から令和五年度までの四年間は、コロナ禍で中止となった年もあったものの、従来の更生保護大会よりも規模を縮小した更生保護顕彰式典が開催されてきましたが、今年度は、五年に一回の従来の更生保護大会を実施することになっており、準備を進めています。

紺綬褒章(敬称略)

(令和六年六月二十二日)
(浜松市中央) 竹内 泰 孝

死亡者叙勲(敬称略)

(令和六年五月六日)
(静岡市葵) 八木 通 雄

保護司の異動(敬称略)

退任

(六月三十日)
(富 土) 望 月 茂

(七月三十一日)
(三 島) 石 井 朋 武

(富 土) 岩 佐 善 公